

高知地方最低賃金審議会議事録

高知労働局

第53期 第5回

開催年月日 令和3年8月24日(火)

開催場所 高知労働局 別館会議室(301)

| 出席委員数 | 議題 | |
|-------|----|---|
| 公益代表 | 3名 | 1 高知県最低賃金審議会の意見に関する異議申出について(諮問) |
| 労働者代表 | 5名 | 2 高知県最低賃金専門部会の廃止について |
| 使用者代表 | 5名 | 3 高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問) |
| | | 4 一般貨物自動車運送業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問) |
| | | 5 その他 |

次回本審開催予定日 令和3年9月29日

[開会] 午前9時28分

会 長 ただ今から、第5回高知地方最低賃金審議会を開催します。

本日の議題に入る前に、お手元の資料の2ページに資料2として、8月6日に開催された第4回審議会の審議概要をまとめたものがありますので、ご確認いただきたいと思います。この議事要旨について、何かご意見や補足することはございませんか。

意見なし

会 長 ないようでしたら、この審議概要を了承いただいたものといたします。それでは、本日の議題に入ります。6ページの資料4をご覧ください。8月17日付、高知地方最低賃金審議会長あてに、高知県ハイヤー・タクシー協議会より、高知県最低賃金額の改定についての意見書が提出されております。意見書の要旨を申しますと「県内のタクシー事業者はすべて中小企業であり、現在のタクシー業界はコロナ禍の真ただ中で事業収入は大幅に減少している状況であるので、賃金の大幅引き上げ答申を据え置くなど、慎重な審議をお願いしたい」というものです。ご参照ください。

[異議の申出]

会 長 次に、最低賃金審議会の意見に対する異議申出についてです。

8月6日に答申しました高知県最低賃金について、7ページの資料5のとおり、8月20日付けで高知県労働組合連合会から、異議の申出書が提出されています。本日、局長からこの異議の申出に関して諮問を受けて審議を行うこととしておりますので、これから諮問を受けたいと思います。それでは、局長からご挨拶をいただいたのち、「諮問」を受けたいと思います。では、局長、よろしく申し上げます。

局 長 諮問にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

令和3年度の高知県最低賃金の改正決定につきましては、去る8月6日に開催されました第53期第4回の高知県最低賃金審議会におきまして、本県の最低賃金を現行の792円から28円引き上げ、820円とする旨の答申をいただいたところでございます。この答申につきまして、ただ今、会長からご説明がありましたとおり、高知県労働組合連合会から異議の申出がなされたところでございます。本審議会における異議の申出に対するご意見を賜ったうえで、改正決定の手続きに入ることとなります。どうか、ご審議をよろしく願いいたします。

局長から会長に諮問文を手交
「諮問文(写)」を事務局から各委員に配付

会 長 それでは、事務局から諮問文を朗読してください。

事務局 諮問文朗読

[異議申出の概要]

会 長 次に、異議申出について事務局からご説明をお願いします。

事務局 異議の申出についての法令上の取扱いについてご説明します。

最低賃金法第11条第3項によりますと「労働局長は異議の申出があったときは、その申出について最低賃金審議会に意見を求めなければならない。」こととされております。また、最低賃金法第11条第4項によりますと、「この異議の申出があった場合、最低賃金審議会の意見が提出されるまでの間は、労働局長は最低賃金を決定することができない。」こととなっております。よって、本日高知県労働組合連合会様からの異議の申出について、高知

地方最低賃金審議会においてご審議いただき、意見を求めるものでございます。詳しい内容については、この後、意見陳述の中でご主張していただきたいと思っております。以上です。

[異議申出に関する審議]

会 長 続きます。異議申出に関する審議の進め方についてお諮りしたいと思っております。昨年と同様に、本日の審議会において、意見陳述の申し出があります。異議申し出後に意見陳述の申し出があれば、時間を10分以内、陳述人1名、地域最賃改正決定にかかる異議に限定して受けることが本審において承認されております。この後、10分以内で受けることといたします。意見陳述をしていただいた後、皆様からご意見を伺いたいと思っております。それでは、高知県労働組合連合会の筒井様から異議申出に関する意見陳述をお願いします。

筒井陳述人 おはようございます。

高知県労連の筒井です。本日は意見陳述の機会をいただきまして、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

会議資料の7～9ページが異議の申し出になっておりますので、その文書に沿っていきたいと思っております。7ページのところに、我々の今回の答申に対する考えを文書で書いておりますが、3段落目のところから述べたいと思っておりますが、今年の中賃の目安が一律で示されたということで、地方審議において値切りされるのではないかと心配もしておりました。そうした中で、答申の際に公益見解でも示されましたけれども、「格差が依然として存在している。引き続き解消を図っていく必要がある」ということを踏まえてご審議、答申をいただいた。全会一致でなかったわけですが、このこと自体については我々も真摯に受け止めたと思っています。ただ、昨年度引き上げが抑制されたということもある中で、今年各地方の審議の中で随分と努力され、全国では7県で目安に上積みもされてきた。高知も努力はしていただいたと思っておりますけれども、結果としては答申段階で沖縄と高知の2県が820円で全国最下位という状況です。都市と地方の格差と同時に、同じような地方間でも格差が生じているということについては指摘をしたいと思っております。加えて、7月の意見陳述のときにも申し上げましたが、現行水準がワーキングプアの水準にとどまっているということ自体が何より大きな問題だと思っています。地方は生計費が安いということについては、政府統計の個別の物価でみると大きな差があったりもしますが、総合しますと全国平均100を中心として47都道府県が95～105の中に収まるというのが実態でありますので、そこからいくと最賃が1.2倍超えて1.3倍いくくらいの格差があるという道理はないのではないかと受け止めています。また、我々全

労連で全国調査をする中でも生計費に都市も地方もそんなに差はないというのが事実であります。そういうことからして、最低賃金が結果として働く貧困層を放置してしまうということになってはならないという思いを強くしているところです。8月3日の審議会の中で使用者代表から、中小企業支援の内容もみえない中で引き上げだけを了承するということには納得しかねるという旨のご意見もありました。そして、長期的な支援を求めるといってお話がありました。これは、我々も極めて重要な発言だと受け止めています。この間、高知県労連としても最低賃金の引き上げと中小企業支援は切り離すことはできない課題、関係になっているという風に主張していますが、まさにそのことを表すものではないかと感じたところでした。公益委員見解の中でもこうしたことに触れています。公労使共通の認識だということになっています。そうした中で高知地方最低賃金審議会の役割もより明確になっているんじゃないかなと。改定額の議論とそれを可能にするための事業所支援は切り離すことができないものになってきています。そのことも含めて審議会の中でご議論いただき、そして政府への意見も提出をお願いしたいということです。

一つ、こうしたことがどこまでどんなに議論されているかということとは非公開の中で我々国民にはわからないということについて、改善をお願いしたいということについても述べたい。8ページの記の下に3点、ここまで述べましたことを整理しております。今年は28円引き上げての820円、このことについて我々労働者の立場からは生計費確保という点では全く不十分という風に受け止めておりまして、そういう点では不服であり、そして非正規労働者の多くが最賃近傍で働いている。コロナ禍の中でエッセンシャルワーカーの労働条件の問題もありますけれども、こうした中で、やはり最賃の大幅引き上げは不可欠ですし、ワーキングプアの解消もないと思っております。中賃目安への上積みもなければ地域間格差の解消にもつながっていないと思っておりますので再審議を求めます。

二つ目に、これは1番と2番はセットの議論だと思っておりますが、この支援策について、ぜひ審議会の中でご議論いただいて、政府への要望をお願いしたいと思っております。そして、3点目にそうした議論がどこまでされているかということとは非公開の中では我々国民にはわかりません。今後の審議の在り方の改善をお願いしたいと思います。

以上で私からの陳述を終わります。

会 長

どうもありがとうございました。

ただ今の陳述内容に対して、各委員からご質問はございませんでしょうか。

なし

会 長 それでは、以上で異議申し出に対する意見陳述を終了いたします。
 どうもありがとうございました。

筒井陳述人 ありがとうございました。

会 長 それでは、本件異議の申出に対する、労使各側の見解をお伺いしたいと思います。
 まず、使側の順でそれぞれ代表のご発言をお願いします。
 まず、労側からお願いします。

市川委員 お疲れ様でございます。
 意見について、趣旨は理解します。
 ただ、この決定した内容は、労使が審議を尽くして、退席という非正常な
 対応もとらずに到達した内容だと思しますので、労働側としてはこの決定の
 内容は全面的に支持したいと思います。

会 長 ありがとうございました。
 それでは次に、使側からお願いします。

野村委員 今回も中央のほうで目安というのが示されたんですけども、これについて
 当初より何を根拠にこれがでてきたのかということで、そこから話が進んだわ
 けですけども、最終的にそれに納得できずにこういう結果になったんですが、
 今回の賃上げについて反対はしましたけれども、他県の状況等総合的に勘案す
 れば、やむを得ないかという判断はしております。
 私のほうからは以上です。

会 長 ありがとうございました。
 ほかに、ご発言されたい委員の方はいらっしゃいますでしょうか。

意見なし

会 長 そのほかないようであれば、ただ今から公益委員において調整をし、公益委
 員見解をまとめたいと思いますので、一時中断させていただきます。

(10 : 11 再開)

会 長 それでは、再開します。

本日、高知労働局長から諮問のあった「高知県最低賃金の改正決定に係る高知地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出」については、これまでの調査審議を踏まえ、慎重に審議した結果、以下の結論に達したので、公益委員見解を提示します。

事務局 「公益委員見解」を配付、会長による読み上げ

会 長 なお、先ほど、労使代表から示されました異議申し立てに対するご見解と、ただ今提示した公益委員見解とは一致しておりますので、本審議会においては、「令和3年8月6日付け高知県最低賃金の改正決定について(答申)」のとおり、改定することが適当であるとの結論で決定したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

異議なし

会 長 異議がないようですので、ただ今の公益委員見解に基づく答申案を事務局から配付し、朗読してください。

事務局 「答申(案)」を配付、朗読

会 長 ただ今の答申案につきまして、何かご意見はございますか。

意見なし

会 長 特にご意見はないようですので、この答申案を本審議会における答申文とします。

事務局で「答申文」の準備をお願いします。

事務局 「答申文」を会長へ

会 長 それでは、局長に答申文をお渡ししますのでよろしくお願いします。

会長から局長に「答申文」手交
各委員、傍聴者に「答申文(写)」を配付

会 長 それでは、局長に総括のあいさつをお願いします。

局 長 本審議会の意見に対する異議の申出につきまして、先程の諮問に対して、ただ今、会長から「令和3年8月6日付け、高知県最低賃金の改正決定について（答申）どおり決定することが適当である」という答申をいただきました。慎重かつ速やかなご審議のうえで、ご答申をいただきましたことに深く感謝申し上げます。今後、10月2日付けの法定の発効が確保できるよう、改正決定の公示等の手続きに万全を期してまいりたいと思っております。労働局といたしましては、この最低賃金額の周知に努めますとともに、履行確保に最善を尽くしてまいりたいと考えております。本年度の高知県最低賃金の改正審議におきまして、委員の皆様方の並々ならぬご協力を賜りましたことを心から感謝を申し上げます。簡単ですがご挨拶とさせていただきます。

 どうもありがとうございました。

[専門部会の廃止]

会 長 次に高知県最低賃金専門部会の廃止について、お諮りしたいと思います。審議会令第6条第7項において、「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定されております。この運用について、高知県最低賃金専門部会運営規程第9条において、「専門部会は、その専門部に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、その任務を終了することとし、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定しております。

 従いまして、高知県最低賃金専門部会については、すでにその任務を終了しておりますので、廃止することとしたいと考えますが、よろしいでしょうか。

 異議なし

会 長 了承を得ましたので高知県最低賃金専門部会の廃止を決定します。

[特定（産業別）最低賃金]

会 長 それでは、次の議題は、特定最賃である「電子部品等製造業最低賃金」の改正決定の必要性に関する審議です。

 では、事務局から説明をお願いします。

事務局 お手元の会議資料の10ページの資料6をご覧ください。

令和3年7月21日付けで、電機連合高知地域協議会から申出書が提出されています。申出の内容は、現行の特定産業別最低賃金の改正決定を求めるもので、申出の形式は公正競争ケースとなっております。申出書をご覧ください。まず、電子部品等製造業最低賃金を営む使用者に使用される県内の労働者は455名でございます。最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲については146名であり、146名が本件申出に合意している労働者の人数となりますので、電子部品等最低賃金の適用を受ける高知県内の労働者数との割合は、32.1%となっております。申出の理由として、「申請産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該産業の適用を受ける労働者の3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正を求める。」とされています。この申出書について審査した結果、本件申出は中央最低賃金審議会のいわゆる「61年答申」の新産別最賃の改正に関する申出要件の「事業の公正競争を確保する観点から、同種の基幹労働者について最低賃金を改正することが必要であることを理由とする申出は、当該最低賃金の適用を受ける労働者又は使用者の概ね3分の1以上の合意により行われるものを含むものであって、当該最低賃金の適用を受ける労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者により行われるものであること。」という要件から、申出要件は満たされていると判断いたしました。以上でございます。

会 長 この電子の特定最賃について、労側委員からの補足説明があればお願いします。

市川委員 特にないです。

会 長 次の議題は、特定最賃であります「一般貨物自動車運送業」の改正決定の必要性に関する審議についてです。

 では、事務局より説明をお願いします。

事務局 お手元の資料の12ページの資料7をご覧ください。

 令和3年7月15日付けで、全日本運輸産業労働組合連合会から申出書の提出をいただいています。申出の内容は、現行の特定産業別最低賃金の改正決定を求めるもので、申出の形式は労働協約ケースとなっております。申出をする者が代表する基幹労働者の範囲は、県内の一般貨物自動車運送業において、車両総重量8トン以上もしくは最大積載量5トン以上の貨物自動車の運転業務に従事する労働者としております。申出書の中の「4」の「申出の理由」によりますと、賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者は508名であり、高知県における一般貨物自動車運送業を営む使用者に使用される労

働者は1,667名ですので、労働協約の適用を受ける労働者が30.47%となっており、「賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が概ね3分の1以上に達している。」とされています。令和2年度におきましては、申出要件が満たされていなかったため、最低賃金の改正決定の必要性について諮問しない取扱いとさせていただきますが、令和3年度におきましては、審査した結果、労働協約の適用を受ける労働者が概ね3分の1の申出要件を満たしているものと判断いたしました。以上でございます。

会 長 ありがとうございます。
 一般貨物の最賃についても、労側委員から補足説明があればお願いします。

程岡委員 今回、運輸労連高知県協議会が特定最賃の申し入れをさせていただきましたが、トラックドライバーは現在働き方改革の中で除外された部分もあります。それが2024年に施行されていきますが、ドライバーは基本的に時給とか残業とかで給料に反映される部分ではなく手当、労働給の部分で反映される部分にあります。その中で、働き方改革が適用され、残業時間の規制が始まれば、運行回数が減ってしまうという中で、現状の最低賃金の910円では生活ができなくなっていく恐れがあります。トラックドライバーの生活を守るためにも最低賃金の910円を少しでも上げていかなければならないという思いで申し入れをさせていただきましたので、審議のほどよろしくお願いたします。

[諮問]

会 長 ありがとうございました。
 事務局より、「電子部品等製造業」「一般貨物自動車運送業」ともに、特定産業別最低賃金の改正決定の申出要件を満たしているとの報告がありました。このことから、労働局長から、特定最賃改正決定の諮問をいずれについても受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なし

会 長 では、局長からご挨拶をいただいたのち、諮問を受けたいと思います。よろしくお願いたします。

局 長 諮問にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
 令和3年7月15日に、全日本運輸産業労働組合連合会から「一般貨物自動車運送業」最低賃金の改正決定に関する申し出がございました。また、令和3年7月21日に、電機連合高知地域協議会から「高知県電子部品・デバ

イス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業」最低賃金の改正決定に関する申し出がございました。審査の結果、ともに申出要件を満たしておりましたので、この特定産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無につきまして、ご審議いただきたく諮問させていただきます。ご審議の結果、「改正決定の必要あり」ということになりましたら、改めて改正につきましの諮問をさせていただきたいと思っております。どうぞ、円滑なご審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

局長から会長に諮問文を手交
「諮問文（写）」を事務局から各委員ほかに配付

会 長 それでは、事務局から諮問文の朗読をしてください。

事務局 「電子」「一般貨物」の順で諮問文朗読

会 長 特定最低賃金の改正決定の必要性に関する審議につきましては、公労使各側3名の本審委員で構成する特別小委員会を設置して審議することが本審において承認されています。

 それでは、労使は各側でご相談いただいていると思いますが、「一般貨物」と「電子」のそれぞれの特別小委員会の委員選出をお願いしたいと思います。なお、特別小委員会においては、委員が都合で出席できない場合には代理も可能として、審議しておりますので、各側において委員3名と代理1名の選出をお願いします。まず、「一般貨物」から、労側はいかがでしょう。

市川委員 私 市川と、白木委員、程岡委員、代理が大崎委員です。

会 長 「一般貨物」、使側はいかがでしょう。

野村委員 私 野村と、片山委員、宮地委員、代理が中澤委員です。

会 長 では次に「電子」について、労側をお願いします。

市川委員 私 市川と、大崎委員、白木委員、代理が程岡委員です。

会 長 「電子」の使側はいかがでしょう。

野村委員 私 野村と、片山委員、白山委員、代理が中澤委員です。

会 長 承知いたしました。

公益のほうは、「一般貨物」については大井委員、中橋委員、桂委員、代理は西森委員とします。「電子」については、大井委員、中橋委員、西森委員、代理は私 近藤とします。特別小委員会の委員が決まったところで、昭和57年の中央最低賃金審議会の答申の了解事項として、新産業別最低賃金の改正等の必要性について諮問された場合は、「審議会は全会一致の決議に至るよう努力するものとする。」とされておりますので、この点を、審議に際して、配慮いただくよう、お願いいたします。

次に、特別小委員会の議事録を確認していただく方の選出についてですが、これについては、例年第1回特別小委員会で決定しておりますので、そのように取扱いをお願いします。この点についてはよろしいでしょうか。

異議なし

会 長 特別小委員会の審議日程ですが、9月10日(金)の午前9時から「一般貨物」にかかる特別小委員会を開催し、続いて同じ9月10日(金)の午前10時30分から「電子」にかかる特別小委員会を開催することとします。場所は本日と同じく、高知労働局別館3階会議室となりますが、よろしいでしょうか。

了承

会 長 では次に、特別小委員会について、公開するかどうかをお諮りします。特別小委員会については、座長の選出、関係資料の説明、改正審議をするかしないかの審議の流れとなるものです。従来、公開の取扱いをしてきておりますので、これまでどおり公開する取扱いでよろしいでしょうか。

異議なし

[次回の本審の公開]

会 長 異議がないですので、公開とします。

それでは、次回の審議会の公開についてお諮りしたいと思います。

次回、9月29日(水)の午後2時30分から開催予定となっております第6回本審については、特別小委員会の結果報告が議題となりますが、これは特段非公開とする理由がありませんので、公開とすることとしたいと思います。よろしいでしょうか。

異議なし

会 長 ご了承いただきましたので、次回開催の本審については、公開といたします。

了承

会 長 以上で本日予定していました議題は全て終了しました。

最後に、私から一言申し上げます。

今年の高知県最低賃金の専門部会の審議をいただいた各側の委員の皆様におかれましては、非常に暑い日が続いていた中で、連日回数を重ねて非常に熱心な集中審議を行っていただきましたことに対し、本審議会を代表して御礼申し上げます。来月からもさらに特定最賃の審議となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、本日の審議はこれをもって閉会といたします。どうもありがとうございました。

[閉会] 午前10時41分